

# 入札説明書

令和 7 年 9 月 2 日  
狭山市教育委員会  
生涯学習部教育施設管理課

- 1 工 事 名 称 狭山市立中央中学校除湿温度保持工事（機械設備）
- 2 工 事 場 所 狭山市入間川 1 7 5 2 番地 1
- 3 工 期 契約日から令和 8 年 11 月 27 日まで
- 4 工 事 概 要 中央中学校の空調設備等の更新工事  
(1) 空調方式：GHPによる各室個別冷暖房方式  
(2) 換気設備：全熱交換器の撤去・新設  
(3) 上記に伴う、建築工事一式
- 5 見積用設計図書 設 計 図 表紙共 130 枚  
参考数量書 表紙共 105 枚
- 6 設計図書等に関する質問回答  
質問方法 質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。  
受付日時 令和 7 年 9 月 9 日（火） 午前 10 時まで  
回答方法 質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。  
回答日時 令和 7 年 9 月 16 日（火） 午前 10 時から
- 7 工 事 場 所 の 管 理 運 営
  - ・工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期す。
  - ・工事の実施に際しては、市担当者とは十分連絡調整を図り実施する。
  - ・搬入路及び周辺道路においては、関係部所とは十分協議し、誘導員を適切に配置するなど、事故防止に努める。
  - ・生徒の通学路と搬入路が重複するため、登下校の時間帯の搬出入を避ける等、特に安全に配慮して工事を行う。
  - ・工事は、騒音等による学校の運営に支障がないよう原則授業のない日（夏季休暇等）を選定し実施すること。
  - ・道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。

## 8 その他

- ・本工事は、狭山市立中央中学校除湿温度保持工事請負契約約款を適用する。
- ・本契約締結後、速やかに前払金の支払いを発注者に請求するものとする。
- ・発注者は、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う。
- ・本工事は、防衛省の防衛施設周辺対策事業補助金の対象事業である。
- ・落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。